

告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

平成二十九年十一月二十四日付け埼玉県告示第千二百四十五号で告示した坂戸都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司